教育基本法に関する特別委員会審議要旨

第1 概要

日時 2006 (平成18) 年6月7日 (水) AM9~PM12

参考人 見城美枝子(青森大学教授・エッセイスト・

ジャーナリスト)

池田桂隆(社団法人日本青年会議所会頭)

中嶋嶺雄 (公立大学法人国際教養大学理事長)

堀尾輝久 (東京大学名誉教授)

第2 参考人意見

- 1 見城美枝子
- (1) 中教審義務教育特別部会、課程部会委員

①教育が基本である、②学校を中心とした教育力の再生、③国を愛するの3点について意見を述べる。

- (2) 教育が国を作る基本であることについて
- ・ 特に義務教育は、すべての国民が全国どこでも平等に格差のない教育 を受けられるということが重要

そのための財源としては、本来ならば全額国庫負担であるべきである。

- (3) 学校を中心とした教育力の再生について
 - ・ 本来ならば、課程、地域、学校の三本柱のはず

しかし、昨今、家庭は様々な形をとっており、地域についても日本全国、地域性が希薄化している。

そこで、学校は、体系的、組織的に教育が行われるという点で重要な 役割を果たしている。

教育基本法に教育の目的や目標が明記され、学校で教えるべき事が明確に示されたということは、大変意義があることと考える。

- (4) 国を愛することについて
 - ・ 国を愛するということは当然であり、基本的なことである。

「自己受容なしには、他者を信頼することができないように、自らの

国を愛してはじめて、他国を尊重できるのであり、近隣諸国とも良好な関係を 築くことができる。」

ただし、国民を愛する国を国民が愛するという関係は明確にしてもら いたい。

この国に生まれて良かったと思えるような国にしていくことが重要

2 池田桂隆

(1) 教育の重要性に鑑みれば、教育こそ、国がリーダーシップを発揮し、戦略的に行っていくべき国家的大事業である。

そのような観点から、戦後60年もの間、全く放置され続けた教育基本 法が改正されようとしていることは、JCとしても心から喜びたい。

現在の日本の教育の課題は、特に、①道徳教育そして歴史教育、②教員の質にある。

- (2) 道徳教育・歴史教育について
- ・ かつての教員組合のイデオロギーのもとで贖罪国家意識を植え付けられてきたせいか、敗戦トラウマによって祖国日本への愛情を抱くことさえできず、こんな国に生まれなければ良かった、そう言って嘆く子供たちが毎年毎年どんどん増殖している現実に、悲しみを通り越して恐怖さえ感じる。

何とかして子供たちに、生まれた国日本を大切にしよう、愛そう、日本という国に貢献できるような、そんなすばらしい人になっていこう、そういった純粋な、純真無垢な愛国心の情勢を図ることが必要。

- 知識教育だけではなく、公共性に寄与することが、美徳であるということもあわせて教えて行かなくてはならず、この道徳教育が全ての教育の基礎である。
- ・ 個人の利益や権利のみを主張する利己主義というものは、公教育に おいて完全に否定すべき。

自由には責任が、権利には義務が伴うといった生きる上での基本を しっかりと教え、常に公の利益を尊重できる人に子供たちを育てていか なければならない。

・ 教育は国家戦略である。

- (3) 教員の質について
 - ・ 現在、教員の質には非常なばらつきがある。
- ・ 教員の資格試験を厳しく、そして評価制度をしっかり構築していく必要がある。
 - 3 中嶋嶺雄
 - (1) 中教審の教育基本法特別委員会委員
 - ①愛国心と②不当な圧力について述べる
 - (2) 愛国心について
- ・ 現在のように民主社会、民主主義が完全に定着して、ある意味では過度とも言われるような個人主義が貫徹されているような社会では、愛国心という言葉を使っても何ら問題ないと思う。

そうすると、現在の日本で、国を愛すると心というものをそのまま用いても一切問題ないと思う。

・ 政府案の「他国を尊重し」というのが、大変気にかかる。尊重するのは我々の文化であって、他国を理解することの中にはじめて国際理解が進む。

他国を尊重だと、もの凄く軍事力を強化している中国や北朝鮮まで尊 重しなければならないことになる。

- (3) 不当な圧力について
- 日本は民主社会で、法律に基づいて運営される国家であるから、この 言葉は不要である。
- ・ 戦後教育を悪くした原因の一つは、ある種の平等主義である。教育というのは、優れたものを伸ばす、能力に応じた教育を授ける、ある種のエリーティズムが非常に大事。
 - 4 堀尾輝久
 - (1) 日本教育学会及び日本教育法学会の会長を務めた
 - (2) 改正必要性を基礎づける事実について

国会での議論を聞いていても、なぜ、教育基本法の改正が必要なのかという根拠については、ほとんど理解できない。

- (3) 現行法の制定過程、教育と法律の関係について
- 国会での議論でも、敗戦トラウマ、戦後後遺症という言葉が使われているが、果たしてそうなのか疑問である。

戦後改革を担った人たち(田中耕太郎、南原繁、安倍能成等)は、本 当の愛国者だと思う。占領軍の押しつけによって作られたということはない。

・ 教育というのは、様々な人がいろいろな議論をするのが必要であって、 それを法律で縛り、一つの方向付けを国家がやるというのは、非常な越権であ る。

そのことは、戦後改革の時に、実に丁寧に議論されている。

しかし、なぜ、教育基本法を作ったのかは、戦前の国家主義と超国家 主義、軍国主義に支配された教育をどう克服するか、そういう現実の課題の中 で、教育目的についても規定せざるを得なかったという対応をしている。

もし、法が教育の隅々まで規定するようになれば、教育はそのはつらったる生命を失い死んでしまう。つまり教育の固有の領域というものは、法になじまない領域である。

しかしならが、与党案は、まさに国が教育を統制するという方向で書 かれている。

その最たるものが、2条の新設であり、10条の変更である。

人間の内面的な領域には国は関与しないというのが近代国家の原則である。

第3 質疑

- 1 自民党 田中和徳 質疑内容に、特筆すべき内容なし。
- 2 公明党 池坊保子
- (1) 中嶋氏に対して
- Q 他国を尊重するのではなく理解とすべきだと言うが、尊重することは 理解とともに必要なのではないか。

A 他国を尊重すると言うことになると、国際社会の中には、非常に道議

に欠けるような国も日本の周辺にはたくさんあり、そういう道議に欠ける国が 軍事力を強化し、日本に内政干渉しているが、そういう他国の意思を尊重する ことになったら大変である。

(2) 堀尾氏に対して

Q 教育基本法がいけないから教育現場が荒廃したと言っている人はだれ もいないのでは。21世紀にふさわしい、付け加えるべきことを付け加えて、 より積極的にいい方向に教育を持って行こうとするのが、私たちの考えである。

A とにかく教育が病んでいる。だから教育基本法をかえなければいけないと言った人が誰もいないというのが本当であれば、私は大変いいと思う。

一般の人たちに伝わっているところは、とにかく教育基本法を変えれば教育のこの病理が収まる。そして教育基本法を変えなければいけないんだという世論が作られていると思う。

3 国民新党 糸川正晃

Q 参考人が考えている国家とはどういうものか。

(1) 見城氏

国民の権利と義務が保障され、安全で安心で安定して平和に暮らせるというものが国家。

(2) 池田氏

領土、領民、領海を守る排他的統治権を行使する共同体の代表者、そういうものの形が国家。

個人というのは国家があってこそ存在する。

そういうことをちゃんと教育して教えていかなくてはならないという ことがことがこの改正法案の中に盛り込まれていることが非常に重要であ ると思う。

(3) 中嶋氏

歴史的に形成された主権を持った国家という場合には、当然統治機構 も含む。統治機構があって、納税する国民がいて初めて国家である。

(4) 堀尾氏

16条、17条に書かれている国というのは、明らかに統治機構である。

(5) 池田氏に対して

- Q 今回の教育基本法の改正によって、現代の若者が未来に夢を持てる ようになるか。
- A 現行法からは、どのような人を作り上げるのか、またその人がどのような国家を作るあげるのかというビジョンが見えないが、今回の改正 法案は、非常に明確にどのような人間を作り上げるのかということが分 かりやすく書かれており、それによって日本という国がどんな国を目指 していくのかが非常に見やすくなった。

これによって、今までの、何となく自分たちの自我を出し切れなかった日本という、自信と誇りを出しちゃいけないんじゃないかと思っていたようなところが変わる。

4 民主党 大畠章宏

質疑内容に、特筆すべき内容なし。

ただし、大畠氏は、与党案(政府案)が、密室の審議の中でできあがったことに関し、強く反発している。

「私は基本的に、このような国家百年の計に当たるものについては、与党だけで論議をして法律案を出すという性格では全くない。やはり国会の中で全党に所属する国民の代表者が集まって論議して、共通する認識を示して国会に提出するのが筋である。」

5 共産党 石井郁子

(1) 見城氏に対して

Q 今回の全面改定によって、教育は国の原点であるという氏の持論は解 決されていくのか。

A 今回の法案には、伝統という言葉が出てくるが、書かれただけではなく、それを具体的に現状を調査し、なおかつ、その上でのいかすべきところを

生かしていく、そのきっかけになるのがこの基本法であり改革であったのでは ないか。

(2) 堀尾氏に対して

Q 人間の自由な活動の分野に国が関与する、いわば法律で縛るということが、憲法のいう精神的な自由に反するのではないか。

A 現行法にしても、どこまで教育の目的や理念が書けるのかということを非常に慎重に抑制しながら作った。

法が介入してはならない人間の内面的な領域が確立しているというのが近代法の考えである。

戦後の改革期、法学者たちは、当然こういう流れについても承知していたので、教育基本法でどこまで書けるのかという議論を真剣にし、歴史的な状況の中で、例外的、変則的ではあるけれども、抑制的に教育の目的も書いた。

ところが、今度の改正案では、2条で「教育の目標」という項目を作ったことが大問題である。愛国心以前に、法と教育の問題からは、そんな項目を作る必要はない。

また、17条の教育の基本計画は、国会に報告すればいいというようになっている。そうすると政府にフリーハンドを与えることになる。 政府が代わったら教育自体が大きく動くことになる。教育の安定性というのは非常に大切である。

6 社民党 保坂展人

(1) 見城氏に対して

Q 日本人であることに誇りを持っているの割合が100%に近づけばいいと考えているのか。

A 国際社会において、どう日本の子供たちが活躍していくのかといった ときの原点は、やはり日本という時刻であり、そういう意味でも、自分の国に 誇りを持つということは重要だと思う。

(2) 堀尾氏に対して

Q 道徳規範を法律に掲げることにどういう問題点があるか。

A 国家あるいは政府が人間の内面に関与する、介入するということは抑

制すべきであるというのが原理であり、道徳律を法律に書くということは非常に問題がある。

- (3) 池田氏に対して
- Q 贖罪意識が強すぎて、こんな国に生まれなければ良かったというような意識が広がっているということだが。

A 歴史の勉強をする際、日本が悪いことをしたということで授業が終わる。それから60年、日本がODA等を使って、経済力を使って、近隣諸国また世界中にどのような貢献をしたかも何も教えない。こんな状態がずっと続いているわけですから、これで自国に誇りや自信をも手というのは、はっきり言って無理です。

第4 若干のコメント

- 1 参考人に対する質疑であるので、質疑内容で、特段、予想外の出来事はない。
- 2 池田氏は、JCを代表する形で意見を述べているが、そこで述べている 内容は、極めて復古的な考えである。

J C は、40歳までの青年の団体で、全国で700以上の青年会議所、4万以上のメンバーということであり、O B の存在も勘案すると、その地域における影響力は無視できないと思われる。

そういった意味で、この池田氏のような押し出しが今後、各地で行われることになると予想され、我々も様々な民主団体等と協力の上、地域ごとで運動を強化していく必要がある。

- 3 堀尾氏の意見は、法と教育の関係を明確に述べており、現行法の制定過程の話しとともに、参考とすべき内容である。
- 4 本審議において、参考人は全員(見城氏は明確ではないが)、「国」とは、統治機構を含む旨、見解を示している。

いかに与党合意で、「国」には統治機構は含まない旨の合意がなされた とはいえ、そのような合意が無意味であるかが露呈されたと言える。

ただし、6月16日に埼玉弁護司会主催で行われた、高橋哲也氏を講師 とする教育基本法に関する学習会において、高橋氏は、戦前においても、愛国 心の強制は、統治機構、例えば東条政権を愛せというようにはならず、もっと 抽象的な、妻や子、両親、家族が生きる祖国を守るといった意識で若者は戦場 に駆り立てられたことに鑑みると、国民を戦争に駆り立てるためには、愛すべ き「国」は統治機構であってはならず、家族・地域を含む漠然とした内容であ るはずであり、かえって「国」には統治機構を含まず、伝統・文化等感情に訴 えかけるものの方が危険であるという指摘は重要であると思われる。

以上